

早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

行政法学における『リスク介入』に関する法理の研究
A Study of Legal Theory Concerning “Risk Intervention”
in Administrative Law

早 稲 田 大 学
法 学 研 究 科
李 斗 領

早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨 （論文の概要書・参考文献）

行政法学における『リスク介入』に関する法理の研究

A Study of Legal Theory Concerning “Risk Intervention” in Administrative Law

早稲田大学
法学研究科
李斗領

一 問題意識

リスクに関する社会的合意を定着させていくには、観念的な「絶対安全」という言葉は捨てられなければならない。最も重要なことは、市民の安全に対するリスクの確率をいかに軽減していくのが重要な課題である。また、生命・身体に対する事故は常に起り得るものとの想定の下に、それが大きな被害をもたらさないように事前にいくつかの適切な手段を講じ、それでもなお不幸にして生じた事態の総合的リスクをいかにして許容し得るレベルにまで低減することができるかが課題である。

社会に発生する各種の弊害を除去するという行政法学における従来の警察概念は、数々の国家作用また行政作用の一つに過ぎず、それは単なる学問上の抽象的な説明の域を出なかった。すなわち、行政が危険防除措置を講じるための中核的要件たる危険とは、個々のケースにおいてある行為またはある状態がそのまま推移すればかなりの蓋然性をもって、警察上の保護法益に対する損害をもたらすことが客観的に予期しうる事実状況をいう。このような危険の定義を前提にしてそれに対する防御行政行動を「警察」として把握し、行政行動の範囲をこの警察行動の範囲に限定させようとする従来の行政法学の警察概念は、国家の権力行政の範囲を限定させようとする自由主義的意義を有している点でその歴史的意義は評価し得る。

しかし、これまでの警察概念を今日の社会において、なおそのまま維持できるかどうかについては疑問を生じさせているといえよう。とくに、環境に対する危険を例にとれば、その保護法益が一旦損なわれると不可逆的性格を有する、生命、健康、生態系等である。また、リスク発生の際の行為主体と被害者との情報の非対称性は深刻である。規制手法の前提としての警察概念は、ここに問題が生じることになる。

現在においては、危険発生の蓋然性が顕在化する前に総合的・包括的に対策をとることが求められる。いわゆる、リスクの特有性に即応した制度の構築が求められているのである。新たに発生するリスクに対応するための安全技術が作り出されているが、この安全技術こそが次のリスクを生み出し、その連鎖は限りなく続き、やむことはない。ベックは、現代国家の任務は、この際限のないリスクへの対応にこそあるとして、現代社会をリスク国家とも位置づける¹。

最初に、このような認識への変化を提言したのは、社会学者であった。彼らは、「リスク社会」を解決するためには、関係分野の事業者のみならず、現代社会を、これまでの社会に存在しなかった「リスク社会」として認識し、その点が社会的にも理解される必要がある、と主張したのである²。産業社会の時代の「富の産出と分配」から「リスク配分」や「差別的消費」の時代が到来したのである。このような社会実情から、リスク配分として社会のシステムを理解してゆくことを提唱したのが、A・ギデンズ (Anthony Giddens)³、U・ベック (Ulrich Beck)、N・ルーマン (Niklas Luhmann)⁴であり、彼らに倣ってリスク社会と呼ぶ。近代社会の光の部分消費社会であるとするならば、影の部分はリスク社会であるといえる。

この危険・リスクに対処するために作り出される安全対策・安全技術は、逆に、それ自体が新たな危険を生み出す。究極的な安全など存在しない社会における危険・リスクへの対処は、危険・リスクをゼロにするということではなく、この危険・リスクをいかに管理してゆくか、換言すれば、どの程度までの危険・リスクを許容するかという観点から対応せざるをえないものである。

とくに上記のように環境や人体への影響を因果関係に基づいて予測することが困

¹ Ulrich Beck = ウルリヒ・ベック『危険社会 新しい近代への道』東廉 / 伊藤美登里訳 (法政大学出版会 一九九八年) 原著は、Ulrich Beck, Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp Verlag, 1986.

² ウルリヒ・ベック『危険社会 新しい近代への道』以外に、同『世界リスク社会論 テロ、戦争、自然破壊』島村賢一 (訳) (平凡社 二〇〇三年)、また、山口節郎『現代社会のゆらぎとリスク』(新曜社 二〇〇二年)を参照されたい。

³ アンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens 著) 松尾精文・小幡正敏「訳」『近代とはいかなる時代か? モダニティの帰結』(而立書房 一九九三年) 参照。

⁴ 小松丈晃『リスク論のルーマン』(勁草書房 二〇〇三年)、ゲオルク・クニール・アルミンナセヒ (著) 舘野受男・野崎和義・池田貞夫 (訳)『ルーマン社会システム理論 「知」の扉をひらく「知」の扉をひらく』(新泉社 一九九五年) 参照。

難な危険・リスクについては、結局は、そして理想的にはその許容範囲を国民が決定することになるが、この決定を実際には、どのような立法・行政手法で決定してゆくか、そして決定後の行政介入方法をどうするか、さらには国民にどの程度の情報提供（リスク・コミュニケーション）を行なうかなどが検討されなければならない。

いずれにせよ、現代の広範囲にわたる領域における科学技術の発展のなかで発生する危険・リスクに対しては、いかに危険等をゼロにするかという観点からではなく、いわば、「いかに人間が危険・リスクと付き合っゆく（許容してゆく）か」という観点から取り込まざるをえず、ここに、危険・リスクへの「規制から管理」へという視点の移動が、行政法学においても生じることになる。

近年、その主張が法学領域にも受容され、「リスク社会」における「リスク規制（リスク管理）」といったテーマで、民事法・公法分野から少しずつ議論がなされている。本論文は、このような問題意識から出発し、今後行政法学における「規制」のあり方としての警察規制の範囲を超える「リスク規制（管理）」のあり方について分析し、それに対応し得る法理論の構築を課題としている。

二 論文の構成

第一編では、「絶対安全」という視点から「リスク管理」へ、さらには「リスク規制」へという法的仕組みへの意識転換が必要であることを論じる。このような認識が一般的な工学的見地のみならず、法学レベルにおいても要求されており、この認識のもとで法の規定や法の適用（応用）まで考えてゆく必要があるとの問題意識を前提にした上で、まず、社会に発生するリスクを明らかにして、情緒的議論を排し、論理的な議論のできる場を作らなければならないと考える。なぜなら、リスク社会とは、知識の増大と技術革新の進展のために、かつての純粋な「自然」も人々が依存する「伝統」もともに失った社会であり、これと並行して、旧来の専門的知識と行政的介入による制御の有効性は失われてしまったと考えるからである。

最初に、リスク社会に求められるリスク規制は何かなど、規制に対する認識の変化について分析する。そして、公法学の成立当時からその基本原則となっている、法治国家理念から導かれる法律による行政の原理からみる「リスク社会」の法的意義について検討する。この原理は、従来から公法原理または行政法総論の分野の基本的な法原理の一つとして位置づけられてきたものである。「法律による行政の原理」の中核は、「法律の優位」、「法律の法規創造力」および「法律の留保」である。

これらの三つの要素は、法治国家原理から発生する三原則として取り扱われてきたものである。第一編では、今日のリスク社会において、行政活動が警察規制の範囲で展開することを想定して構想された法律による行政の原理が、いかに変容し、いかに理解されるべきものかをめぐる議論を試みる。

すなわち、行政法上の法概念の多くが、一方で時代によってその固有の歴史的展開を遂げてきた反面、他方で常に新たな内容をもちこむことを要求されてきた。これまで警察概念のもと、行政の介入範囲や介入手法を限定する努力をしてきた行政法学は、リスク社会の到来の中で、「行政介入」の新たなパターンの検討が大きな課題となってきたのがその例である。

検討のアプローチは、「法律の留保論」をめぐる学説を整理した上で、従来の規制手法としての警察概念の定義が継続する限り、問題が生じることについて分析を行った。今後行政法学分野で要求される「規制」をめぐる新たな問題を検討することとする。

次に、第二編第一部では、第一編での議論を踏まえた上で、規制に関する重要な手法である、行政行為の附款を取り上げ検討する。検討対象領域は、リスク社会の到来に伴ない第三者保護の関係(国民・住民の利益)が強く求められる領域である、食品、医薬品、消費者保護、公害(環境分野)等の規制分野を対象とする。これらの分野は業者あるいは個人(行為主体、被規制者、許認可の申請者)利益より公益性が強調される領域である。第三者の権利保護(公益)の観点から言えば、これらの分野は単なる経済規制ではない社会的規制の性質が濃厚である。

さらに、上記の規制対象領域では、とくに迅速性が求められ、また選択しうる規制手法が多様であるが故に、従来の行政行為論のみではこのような要請に対応できない側面があるとの認識に立った分析を試みる。

そして、第二編第二部では、韓国における「リスク社会」に対応しうる行政手法としての行政行為の附款を検討する。その射程範囲は、韓国における行政行為の附款の機能をめぐる学説・附款の概念の分析である。

とりわけ第二編第二部では、行政行為の附款の第三者保護機能に関する分析であり、この分析によって、従来の「行政行為論の限界論」に対する批判を試みると同時に、新たな行政法学の体系化への準備作業の意味も含めて、とくに韓国における附款について、その法理・機能・第三者保護に関する考察を行なう。また、日本における附款の議論を日韓比較の観点から発展させていくという意義もあると考えている。

次に、第三編からは、第一編第五章で検討した行政行為論の限界論の一つとして登場する警察概念(警察規制)の限界論を踏まえつつ、食品安全行政や環境行政等の法領域における新たなリスク概念の認識を踏まえ、現実社会の問題に照らしながらアプローチしていくため、リスクに関する行政・政策学の成果も取り込みながら、「リスク社会」に最も要求される社会的管理システムの手法について検討し、法的規制のあり方について考える。

まず、第三編第一部では、私人の自由な活動を国家の法定立によって一般的に禁止した後、私人による個別の許可申請が一定要件を満たしていると思われる場合には、

許可行政庁はその禁止を解除（＝許可）しなければならないとする従来の規制であった。ところが、一旦行政庁によって許可が与えられてしまった場合には、当該許可事業に対して、行政庁が制裁措置を含む新たな権限を行使したり、また第三者たる私人が自己の権利侵害を主張して事業の遂行を制約することが難しくなってしまう。

このようなことから、リスク社会に求められる規制のあり方を踏まえ（第一編）ながら、リスク社会における法的・管理設定システムを取り上げる。その上、従来の許可制度は、国民（市民）の「安全性」確保の面から十分に対応しきれていない実情に照らし問題点を指摘し、今後結果発生の蓋然性が低い段階においても、行政権限の行使を認めるリスク規制概念と、その規制手法について分析していく。

また、従来から行政法学分野で問題とされてきている「法律留保から手続留保」への規制手法の変化を把握しつつ、環境規制概念の中で用いられてきた規制手法を踏まえた上、主に自主規制、経済的規制手法によるリスク規制に関して分析する。

第三編第二部では、実際問題を取り上げた上（BSE事例）、「リスク社会」に対応できる行政規制のあり方について検討する。とりわけ食品リスクや環境リスクがかかわる分野において従来用いられてきた警察概念に基づく典型的規制手法であった許可制度は、今や市民のもつめる「安全確保」の要求に対応しきれていない状況にあることを明らかにする。このような問題状況に関し、BSE事件を用いて検討し、その解決を試みる。

そして、第三編第三部では、非権力的な手法（行政指導）による「自主規制」という方法でのリスクへの対処については、素麺事業者（兵庫県手延素麺協同組合）をめぐる自主規制を素材にして検討する。この事例研究は、生命・身体への危険リスクがそれほど大きいとはいえない段階で、自主規制という方法でリスク規制が行なわれる一つの原型として取り上げたのである。具体的には、素麺事業者である「揖保乃糸」の素麺組合が自主規制を定着した経緯と組合の一体化される要因と歴史を踏まえた上で、市場における「品質管理」を徹底している状況を紹介する。

それに加え、行政法規や行政行為によって課せられた義務が国民によって履行されない場合に、行政機関が、その独自の強制手段により、将来に向かって、義務者の心理を圧迫し、またはその身体・財産に実力を加えて、義務を履行せしめ、または義務が履行されたと同様の状態を実現する作用である行政強制と対比させながら、企業組織内における自主規制による安全確保の手法の意義を検討する。自主規制には、その運用次第で効果のない場合も予定されるが、適切な自主規制がなされれば環境リスク分野においては環境負担を軽減し、また食品リスク分野においては、市民の安全確保を軽減させる有益な手法として効果の側面がある。ここでは、とくに自主規制に従わない場合の執行の問題について詳細に検討する。

第四編では、消費者の安全のため近年大幅に改正された、食品に関する食品衛生

法、医薬品に関する薬事法の整備を検討の対象とする。まず、「規制」のあり方として事前規制について注目すべき変遷があったことを受け、規制に対する認識変化やリスクに関する規制手法の多様化を検討する。従前の事後的な救済手法としての損害賠償も重要であるが、人体への侵害の不可逆的な性質からして、損害賠償では回復不可能な安全領域について事前規制こそが不可欠の課題であると痛感させられる。

また、対象領域に応じて、安全確保を有効なものとする「絶対安全」からリスク評価の基準・管理を重視する「安全の評価」、「安全の管理」への仕組みの構築、または、意識の転換が必要である。

そこで本論文では、社会科学一般的におけるリスク社会の議論を踏まえながら、その議論が法学レベルで適用可能となる方法に関して考え方を述べたい。具体的には、「リスク社会」で求められる法的な行政規制のあり方（この意味で使う時は、リスク規制と表す）について分析することが本論文の狙いである。

参考資料（文献）・付録（資料）

【第一編】

- ・阿部泰隆『行政の法システム（下）』（有斐閣 一九九七年）
同『行政の法システム（上）』（有斐閣 一九九二年）
- ・磯崎辰五郎『行政法（総論）』（青林書院 一九五五年）
- ・今村哲也「Polizei の意味について」『一橋研究』（一橋大学大学院 第七巻第三号 一九八二年）
- ・大橋洋一「法律の留保学説の現代的課題」『現代行政の行為形式論』（弘文堂 一九九三年）
- ・佐藤英善「経済行政と法律による行政の原理」『経済行政法』（成文堂 一九九〇年）
同『行政法総論』（日本評論社 一九九四年）
- ・塩野宏『行政法』（有斐閣 二〇〇四年）
同『行政法』（有斐閣 二〇〇四年）
同『行政法』（有斐閣 二〇〇四年）
同『オットー・マイヤー行政法学の構造』（有斐閣 一九九一年）
同「法律による行政の原理 法律留保を中心とする」『法治主義の諸相』（有斐閣 二〇〇一年）
- ・杉村敏正『行政法総論上巻』（有斐閣 一九六三年）
- ・商事法務研究会『「消費者の安全のあり方に関する研究会」報告書』（内閣府国民生活局 二〇〇三年一月）
- ・高田敏「法律による行政の範囲」『広島政経論集一三巻五・六号（一九六四年）
- ・田中二郎『法律による行政の原理』（酒井書店 一九五四年）
同『行政法総論』（法律学全集 6 有斐閣 一九六八年）
- ・高橋滋「取消訴訟の原告適格の拡大」『詳解改正行政事件訴訟法』（第一法規 二〇〇四年）
- ・中川丈久「行政活動の憲法上の位置付け 法律の留保論の多様性、およびアメリカ行政法における法律の留保について」『神戸法学年報』（第一四号 一九九八年）
- ・原田尚彦『行政法要論〔全訂第三版〕』（学陽書房 一九九四年）
- ・松戸浩「法律の法規創造力の概念について」『法学』（六七巻五号 東北大学法学会 二〇〇四年）
- ・平野仁彦「法の形成と『公共的理性』」田中成明編『現代法の展望 - 自己決定の諸相 - 』

(有斐閣 二〇〇四年)

- ・藤田宙靖『行政法 (総論)〔第四版〕』(青林書院 二〇〇三年)
同『行政法学の思考形式』(木鐸社 一九七八年)
- ・柳瀬良幹『行政法教科書』(有斐閣 一九六九年)
- ・成田和信『責任と自由』(勁草書房 二〇〇四年)
- ・ゲオルク・クニール(著)、アルミン・ナセヒ(著)、館野受男ほか『ルーマン社会システム理論 - 「知」の扉をひらく - 』(新泉社 一九九五年)
- ・長谷川公一「リスク社会という時代認識」『思想』(岩波書店 二〇〇四年七月号 No.963)
- ・Ulrich Beck = ウルリヒ・ベック『危険社会 新しい近代への道』東廉 / 伊藤美登里訳
(法政大学出版会 一九九八年)原著は、Ulrich Beck, Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp Verlag, 1986.
- ・今村哲也「Polizei の意味について」『一橋研究』(一橋大学大学院 第七巻第三号 一九八二年)
- ・植草益ほか『現代産業組織論』(NTT 出版株式会社 二〇〇二年)
- ・ジョン・D.グラハム、ジョナサン・B.ウィーナー編、John D.Graham(原著) Jonathan Baert Wiener(原著)菅原努(翻訳)『リスク対リスク 環境と健康のリスクを減らすために』(昭和堂 一九九八年)
- ・鬼頭秀一「リスクと社会的リンク」『科学』(Vol.72 No.10 岩波書店 二〇〇二年)
- ・中山竜一「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望 - 自己決定の諸相 - 』(有斐閣 二〇〇四年)
- ・井上陽一郎『安全学』(青土社 一九九九年)
- ・可児滋『デリバティブの落とし穴 破局に学ぶリスクマネジメント 』(日本経済新聞社 二〇〇四年)
- ・<http://www.ms-ins.com/art/casestudy/leisure.html> (現在三井住友海上)

【第二編第一部】

- ・野田良之ほか『モンテスキュー法の精神 上巻全三巻』(岩波書店 一九八七年)
- ・芝池義一『行政法総論講義〔第三版〕』(有斐閣 一九九八年一二月)
- ・塩野宏・原田尚彦『行政法散歩 - 法学教室選書 - 』(有斐閣 一九八五年)
同「附款に関する一考察」雄川一郎・高柳信一・金子宏・原田尚彦編『公法の課題』(有斐閣 一九八五年)
同『行政法 〔第二版〕』(有斐閣 一九九四年)
- ・田中二郎『行政法講義(上)』(良書普及会 一九六五年)
同『行政法総論(法律学全集6)』(有斐閣 一九六八年)

- 同『新版行政法 上巻(全訂第2版)』(弘文堂 一九八八年)
- 同『行政法 上巻』(弘文堂 一九七五年)
- ・杉村敏正『行政法概説 総論(三訂版) - 有斐閣双書 - 』(有斐閣 一九八八年)
 - ・兼子仁『行政法総論』(筑摩書房 一九八三年)
 - ・萩野聡「行政行為の附款と行政訴訟」『富大経済論集』(一九八五年三月号)
 - ・藤原静雄「行政行為の附款 - 西ドイツの学説・判例の最近の動向から - 」『一橋研究』第八巻第一号(一九八三年)
 - ・森稔樹「行政行為の附款の法理・序説」『法研論集』第七五巻(早稲田大学法学研究科 一九九五年)
- 同「行政行為の附款の機能」『早稲田法学会誌 第四六巻』(早稲田大学法学会 一九九六年)
- ・原田尚彦『行政法要論〔全訂第三版〕』(学陽書房 一九九四年)
 - ・佐藤英善『行政法総論〔第一版第七刷発行〕』(日本評論社 一九九四年)
 - ・山内一夫『行政行為論講義』(成文堂 一九七三年)
 - ・阿部泰隆「行政の危険防止責任その後(一)」判評二六九号(一九七八年)
- 同『行政の法システム(上)新版』(有斐閣 一九九七年)
- 同「カネミ油症国賠認容判決」『判例時報一一九号』(一九八四年)、『ジュリスト No. 八六九号』(一九八六年一〇月)
- ・成田頼明・荒秀・南博方・近藤昭三・外間寛『現代行政法 有斐閣双書』(有斐閣 一九六九年)
 - ・菊井康郎『行政行為の存在構造』(信山社 一九九五年)
 - ・人見剛「西ドイツの行政行為論の附款」兼子仁編『西ドイツの行政行為論』(比較行政法叢書 一九八七年第一刷発行)
 - ・室井力『現代行政法入門(1)〔第四版〕(現代法双書)』(法律文化社 一九九五年)
 - ・藤田宙靖『第三版行政法 (現代法律学講座6)』(青林書院 一九九三年 第三版)
 - ・都市計画法制研究会『逐条問答 都市計画法の運用(第二次改訂版)』(都市計画法制研究会 監修 建設省都市局都市計画課、ぎょうせい 一九八九年)
 - ・沢井裕「カネミ油症事件第三陣訴訟等一審判決の意義と法理」『法律時報五四巻六号』(一九八二年)
 - ・小高剛『行政法総論 初版』(ぎょうせい 一九九四年)
 - ・宮田三郎『行政法総論』(信山社 一九九七年)
 - ・山下健次「公衆浴場の適正配置規制」『憲法判例百選 (第三版)』(別冊ジュリスト No.130 九月号)

[判例文献]

- ・大阪高裁判決平成元年八月一〇日・行集四〇巻八号七八五頁。
- ・東京地決昭和四三年八月九日・行集一九巻八・九号一三五五頁。
- ・最高裁昭和三年四月九日大法廷判決、民集一七巻五号七一七頁。
- ・大阪高裁判決昭和三年四月一七日・行集一三巻四号七八七頁。
- ・東京地裁昭和四二年六月九日・行集八巻五・六号七三七頁。
- ・昭和四三年六月二九日横浜地判・昭和四一年（わ）七八八号、時報五三四号二三頁。
タイムズ二二六号二三五頁。
行裁例集一九巻六号一〇六六頁。
- ・東京地決昭和四三年七月一〇日・行裁例集一六巻七号八五五頁。
- ・昭和二五年（行）一九号・同二六年二月二六日高知地判・行裁例集二巻四号五四二頁。
- ・昭和二五年（行）五二号・同二六年七月二日高知地判・行裁例集二巻九号一三八七頁。
- ・昭和三年二月一三日福岡高判・昭和三年（ネ）七二五号・行裁例集九巻二号一三一頁。
- ・最高裁昭和三年二月二五日三小判・昭和三年（オ）四二一号・民集一二巻二号三四八頁。
- ・最高裁昭和四四年一月八日一小判・昭和三年（オ）四〇六号・訟務月報五巻二号二五七頁。
- ・チク口食品添加物指定撤回事件（東京地裁昭和五二年六月二七日）訟務月報二三巻六号一〇七三頁、判例時報八五四号三〇頁、判例タイムズ三四九号一六八頁。
- ・福岡地判昭和五三年十一月一四日・判例時報九一〇巻三三頁。
- ・福岡地小倉地判昭和六〇年二月一三日・判例時報一一四四巻十八頁。
- ・福岡第一陣の一審が昭和五二年（控訴審昭和五九年）、小倉第一陣の一審が昭和五三年（控訴審昭和五九年）、小倉第二陣の一審が昭和五七年（控訴審昭和六一年）
- ・「公安条例と集団示威運動 - 東京都公安条例 - 」最高裁昭和三年七月二〇日大法廷判決、刑集一四巻九号一二四三頁、判報二二九号六頁。
- ・昭和四二年一〇月一六日東地刑一〇判・昭和四一年（特わ）七二四号・時報五〇八号二八頁。
- ・昭和三八年三月二七日東地刑一三判・タイムズ一四五号一八八頁。
- ・昭和四二年六月九日東地決定同一〇日取消決定・昭和四二年（行ク）二四号行裁例集一八巻五・六号合併号七三七頁。時報四八三号三頁、タイムズ二〇七号二一五頁。
- ・昭和四二年七月二八日同八月二日東地判・昭和四〇年（特わ）七八一号・時報四九五号十五頁、タイムズ二一〇号一三一頁。
- ・昭和四二年五月一〇日東地判・昭和四〇年（特わ）八七一号同年（刑わ）五三〇八号、時報四八二号二五頁、タイムズ二〇六号一八二頁。

- ・昭和三八年三月二七日東地刑一三判・タイムズ一四五号一八八頁。
- ・昭和四二年三月一五日東地刑一判・昭和四〇年（刑特わ）八八三号・タイムズ二〇六号一九四頁。
- ・昭和四二年十一月八日東地判・昭和四〇年（わ）七八二号・下級刑集九卷一一号一三三七頁。
- ・大阪高判昭和三七年四月一七日・行集一三卷四号七八七頁。
- ・小学校期限付任用講師事件・最高裁第三小判決 一九六三年四月二日・昭和三八年四月二日・第三小法廷・判決昭和三六（オ）一三〇八・行政処分取消請求（民集一七卷三号四三五頁）
- ・最高裁昭和三〇年一月二六日大法廷判決・刑集九卷一号八九頁。

【第二編第二部】

- ・金南辰『行政法の基本問題（第四版）』（経文社 一九九四年[韓国]）
同『行政法〔第六版〕』（法文社 一九九七年[韓国]）
- ・洪井善『行政法原論（上）第五版』（博英社 一九九七年[韓国]）
- ・徐元宇『轉換期の行政法理論』（博英社 一九九七年[韓国]）
同「行政行為の附款論に対する再検討」考試界（一九八五年 十一月号[韓国]）
- ・卞在玉「行政法講義（ ）」（博英社 一九九一年[韓国]）
- ・朴鉞炳『改訂版 最新行政法（上）』（博英社 一九九六年[韓国]）
- ・石琮顯『一般行政法（上）』（三英社 一九九三年[韓国]）
- ・李日世「行政行為附款に対する争点研究」『江原法学 第七卷』（江原大学法科大学 一九九五年[韓国]）
- ・金容燮「行政行為の附款に関する法理」『行政法研究二号』（行政法実務理論研究会 一九九八年[韓国]）
- ・柳至泰『行政法新論（第三版）』（博英社 一九九九年[韓国]）
- ・韓堅愚『行政法（上）』（弘文社 一九九五年[韓国]）
- ・李尚圭『新行政法論（上）』（法文社 一九九四年[韓国]）
- ・伊世昌『行政法（上）』（博英社 一九九三年[韓国]）
- ・朴種局「行政行為の附款の機能 - 西独の理論を中心として - 」月刊考試（一九八九年五月号[韓国]）
- ・辛奉起『判例理論行政法講義』（大明出版社 二〇〇三年[韓国]）
同「附款に対する司法審査」土地公法研究九輯（韓国土地公法学会 二〇〇〇年二月号[韓国]）
- ・金鉄容「違法な附款に対する争訟」考試研究（三月号 一九八七年[韓国]）

- ・鄭夏重「附款に対する行政訴訟」『行政判例研究』(ソウル大学出版部 二〇〇一年[韓国])
- ・朴圭河「行政行為の附款と行政訴訟」外法論集(第十一集 韓國外国語大学法学部 二〇〇一年一二月[韓国])
- ・崔松和「行政裁量の手続的統制」『法学三九卷二号』(ソウル大学法学研究所 一九九八年[韓国])
- 同、『公益論 - 公法的探求 - 』(ソウル大学出版部 二〇〇二年[韓国])
- ・佐藤英善「食品・薬品公審をめぐる国の責任 2」『法律時報 五一卷七号』(日本評論社 一九七九年[日本])
- ・議案番号 1174 号参照、二〇〇四年一二月一六日(大韓民国国会)
- ・議案番号 1151 号参照、二〇〇四年一二月一〇日(大韓民国国会)
- ・李淳容「行政行為の附款に関する争点」法律新聞(一九八八年十二月八日[韓国])
- ・拙稿「行政法学における附款論の限界と機能論の一考察(1)」『法研論集』(早稲田大学大学院法研論集一〇四号 二〇〇二年)
- 拙稿「行政法学における附款論の限界と機能論の一考察(2・完)」『法研論集』(早稲田大学大学院法研論集一〇五号 二〇〇二年)
- 拙稿「食品安全行政における規制手法の再考 - BSE(いわゆる狂牛病)事件を素材とした考察 - 」『法研論集一〇六号』(早稲田大学大学院 二〇〇三年)
- ・(韓国)釜山日報二〇〇三年一月二五日、五面。
同新聞二〇〇三年一月二四日、三五面。
同新聞二〇〇二年十一月五日、三四面。
- ・(韓国)国際新聞二〇〇三年七月二日記事。

[判例]

- ・大法院 1976.3.23, 76 다 253.
- ・大法院 1992.1.21.91 누 1264.
- ・大法院 1982.12.28, 80 다 731、732.
- ・大法院 1985.2.8, 83 누 625.
- ・大法院 1989.9.12, 88 누 6856.
- ・大法院 1988.4.27, 87 누 1106.
- ・大法院 1992.4.28, 91 누 4300.
- ・大法院 1992.8.14, 91 누 12684.
- ・大法院 1993.5.27, 93 누 2216.
- ・大法院 1993.10.8, 93 누 2032.

- ・大法院 2004.3.25,2003 号 12837

【第三編第一部】

- ・徳田博人「食品安全基本法及び改正食品衛生法の批判的検討」『琉球法学』(第七〇号 二〇〇三年)
- 同、「食品安全行政の法原理」『日本の科学者』三八巻七号(通号 四二六 二〇〇三年)
- 「食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法原則の確立」『琉大法学』六九巻(二〇〇三年)
- 「米国連邦食肉安全システム改革と公共性の確保」『琉大法学』六八巻(二〇〇二年)
- 「行財政研究 EUにおける食品安全システム改革と予防原則」『予防原則に関する欧州委員会の提案』を中心に」『行財政研究』四九巻(二〇〇二年)
- ・美濃部達吉『日本行政法下』(有斐閣 一九四〇年)
- ・原田尚彦『行政責任と国民の権利』(弘文堂 一九七九年)
- ・今村哲也「Polizei の意味について」『一橋研究』(一橋大学大学院 第七巻第三号 一九八二年)
- ・戒能通孝『警察権』(岩波書店 一九六〇年)
- ・田中二郎『要説 行政法』(新版 法律学入門書 弘文堂 一九九二年二二刷発行)
- ・塩野宏『行政法 第三版』(有斐閣 二〇〇四年)
- ・須藤陽子「比例原則」『法学教室』(二三七号 二〇〇〇年)
- ・桑原勇進「警察概念の考察—ドイツ警察法を中心に—」『金子宏先生古希 行政学の法と政策下巻』(有斐閣 二〇〇〇年)
- ・下山憲治「危険の予測とその防止手段に関する一考察」佐藤英善・首藤重幸編『行政法と租税法の課題と展望 新井陸一先生古希記念』(成文堂 二〇〇〇年)
- ・遠藤博也『行政法 (各論)』(現代法律学講座 7、株式会社青林書院新社 一九八〇年)
- ・高橋滋「環境リスクへの法的対応」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 - 淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念 - 』(日本評論社 二〇〇二年)
- ・浅野直人「環境管理の非規制的手法—国内法を中心に—」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦—淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念—』(日本評論社 二〇〇三年)
- ・高橋信陸「環境保全の『新たな』手法の展開」森島昭夫・大塚直・北村喜宣編『環境問題の行方』(ジュリスト増刊五 新世紀の展望、有斐閣 一九九九年)
- ・曾和俊文「環境規制の新展開と法の支配」山村恒年先生古希記念論文集『環境法学の生成と未来』(信山社 一九九九年) 一三五頁。
- ・公正取引委員会「環境等に関して生ずる市場の外部性の問題と競争政策—理論的・実証的研究の枠組みの検討—」(二〇〇三年五月二七日)
- ・Olivier Godard, “Social Decision-Making Conditions of Scientific Controversy,

Expertise and Precautionary Principle ” Integrating scientific expertise into regulatory decision-making : National traditions and European innovations / Christian Joerges, Karl-Heinz Ladeur, Ellen Vos (eds.). Baden-Baden : Nomos, 1997.

- ・ Cass R. Sunstein, Risk and Reason: Safety, Law and the Environment : Cambridge Univ Pr (Txp) , 2004
- ・ 原子力安全委員会 『原子力安全白書』(原子力安全委員会 二〇〇二年版)
- ・ 北村喜宣 「地方分権の推進と環境法の展開」 『法律教室 No269』(有斐閣 二〇〇三年二月)
- ・ 淡路剛久 「各国の自主規制をめぐる動き—序論」 『環境研究』(二〇〇一年 No.122)
- ・ 松村弓彦 「環境政策参加型自主規制の実効性」 『法律論叢』(明研 第七十二巻 第二・三号 一九九九年)
- ・ 南博方・大久保規子 『要説 環境法』(有斐閣 二〇〇三年)
- ・ 長谷川恭男 「『応答的規制』と『法の支配』(国家と自由/憲法学の可能性 5)」 『法律時報』(七〇・一〇 一九九八年)
- ・ 環境省 「リスクコミュニケーション事例等調査」 『平成一二年度リスクコミュニケーション事例等調査報告書』(環境省 二〇〇一年三月)
- ・ 平井孝 「行政上の危険防止責任について」 『公法の基本問題 (田上穰治先生喜寿記念)』(有斐閣 一九八四年)
- ・ 戸部真澄 「ドイツ環境行政におけるリスク規制 (上)」 『自治研究』(第七八号 第七号)
同 「環境リスク規制における経済的手法の機能性と限界」 『山形大学法政論叢』(第二九号 二〇〇四年)
- ・ 阿部泰隆 『行政の法システム (上)』(有斐閣 一九九二年)
- ・ 植草益 『公的規制の経済学』(筑摩書房 一九九六年)
同、 『社会規制の経済学』(NTT 出版 二〇〇〇年)
- ・ 経済産業省・環境省 「PRTR 排出量等算出マニュアル第三版」(二〇〇四年一月)
- ・ 大塚直 『環境法』(有斐閣 二〇〇二年)
同 「未然防止原則、予防原則・予防的アプローチ (1) ~ (6)」 『法学教室』(No.284、285、286、287、289、290 二〇〇四年)
- ・ 倉坂秀史 『環境政策論』(信山社 二〇〇四年)
- ・ 高橋信陸 「環境リスクと管理の内部化」 『立教法学 四六号』(立教法学会 一九九七年)
- ・ Robert Baldwin and Martin Cave, “What is Good Regulation?” Understanding Regulation Theory, Strategy, and Practice, Oxford University Press (1999) .p77.
- ・ 首藤重幸 「ドイツ原子力法における原子力発電所の認可と拒否裁量」 佐藤英善・首藤重幸編 『行政法と租税法の課題と展望 新井陸一先生古希記念』(成文堂 二〇〇〇年)

- ・岡敏弘『環境政策論』(岩波書店 一九九九年)
- ・山口節郎『現代社会のゆらぎとリスク』(新曜社 二〇〇二年)
- ・土方透『リスク—制御のパラドクス—』(新泉社 二〇〇二年)
- ・青木亮「筑豊じん肺上告審判決 最高裁(3小)平成一六年四月二七日判決」『法律のひろば』(ぎょうせい Vol.57No.10 二〇〇四年一〇月)
- ・宇賀克也『国家賠償法』(法律学大系 有斐閣 一九九七年)
- ・佐藤英善「環境・公害訴訟 - 憲法学からのアプローチと行政法学からのアプローチ - 」『公法研究 第四一号』(有斐閣 一九七九年)
- ・Jens Rasmussen, “*Risk Management Issues: Doing Things Safely with Words, Rules and Laws*” Integrating scientific expertise into regulatory decision-making : national traditions and European innovations / Christian Joerges, Karl-Heinz Ladeur, Ellen Vos (eds.). Baden-Baden : Nomos, 1997.
- ・中西準子『水の環境戦略』(岩波新書 二〇〇二年)
- ・H=H・ドゥルーテ(ドレスデン工科大学法学部長)、川又伸彦(訳)「秩序法と自主規制の間の環境法」『自治研究』(七五巻第七号)
- ・宮野雄一「公共事業費用便益分析—制度と長良川口堰の分析」『環境と公害』(Vol.29 No1 一九九九年)
- ・阿部泰隆「公共事業評価の法システム」『自治研究』(七四巻第十号)
- ・政策評価研究会「政策評価の現状と課題～新たな行政システムを目指して～」通商産業省大臣官房政策評価広報、一九九九年八月の報告書
- ・Robert Baldwin and Martin Cave, *Understanding Regulation Theory, Strategy, and Practice*, Oxford University Press (1999)
- ・日本リスク研究会編『リスク学事典』(TBSブリタニカ 二〇〇〇年)
- ・原子力安全委員会「原子力安全白書の概要」(環境白書十三年版 二〇〇二年四月)
- ・原子力安全委員会『原子力安全白書』(原子力安全委員会 二〇〇一年版)
- ・高橋滋「環境リスクへの法的対応」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 - 淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念 - 』(日本評論社 二〇〇二年)
- ・<http://www.mhlw.go.jp/topics/0101/tp0118-1.html#no8> 厚生労働省のホームページ「食の安全推進アクションプラン」厚生労働省(二〇〇二年二月)
- ・池田三郎・酒井泰弘・多和田真(著)『リスク、環境および経済』(勁草書房 二〇〇四年)
- ・中村民雄「遺伝子組み換え作物規制における『予防原則』の形成—国際法と国内法の相互形成の一事例研究—」『社会科学研究 五二巻三号』(二〇〇一年)
- ・Parliament and Council Regulation 178/2002 [2002] OJ L 31/1.
- ・阿部昌樹「行政訴訟におけるアカウンタビリティ」『都市問題研究五一の十一』(一九九

九年)

- ・黒川哲志「環境規制におけるリスクコミュニケーション」阿部泰隆・水野武夫(編集)『環境法の生成と未来 - 山村恒年先生古希記念論文集』(信山社 一九九九年)
- ・ゲオルク・クニール(著)、アルミン・ナセヒ(著)、館野受男ほか『ルーマン社会システム理論 - 「知」の扉をひらく - 』(新泉社 一九九五年)
- ・高橋滋「土壌汚染対策法の論点」ジュリスト (No.1233 有斐閣 二〇〇二年)
- ・山村恒年「科学技術の発展と行政法」『公法研究 五十三号』(有斐閣 一九九一年)
- ・ポール・K.フリーマン、ハワード・C.クンルーサー(著)、斉藤誠、堀之内美樹(翻訳)『環境リスク管理—市場性と保険可能性』(勁草書房 二〇〇一年)
- ・東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法(欧州・国際編)』(有斐閣 一九九六年)
- 同、東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法(米国編)』(有斐閣 一九九七年)
- ・Timothy O’Riordan, James Cameron, Interpreting the Precautionary Principle, Earthscan Pubns Ltd, 1994.
- ・Indur M. Goklany, The Precautionary Principle: A Critical Appraisal of Environmental Risk Assessment, Cato Inst; 2001.
- ・Julian Morris, Rethinking Risk and the Precautionary Principle; Butterworth-Heinemann; 2000.
- ・鳥山恭一「事業者団体が定めた自主基準にもとづく費構成事業者の排除—エア—ソフトガン(デジコン電子)事件」(ジュリスト No.1123 一九九七年)
- ・阿部泰隆『行政の法システム(上)』(有斐閣 一九九二年)
- ・佐藤英善「原子炉設置許可の裁量処分性」『判例時報』(三九一号 一九七八年)
- ・淡路剛久「各国の自主規制をめぐる動き 序論」『環境研究』(No.122 二〇〇一年)
- ・拙稿「食品安全行政における規制手法の再考 - BSE(いわゆる狂牛病)事件を素材とした考察 - 」『法研論集』(早稲田大学大学院法学研究科 一〇六号 二〇〇三年)

[判例文献]

- ・大阪高裁平二(ネ)第一六六〇号平五・七・三〇第七民事部判決、判例時報一四七九号二一頁。
- ・名古屋地裁豊橋支部昭五三(わ)第二七一号、同第二八九号、昭五九・六・六判決、判例タイムズ五三四号二六七頁。
- ・チク口食品添加物指定撤回事件(東京地裁昭和五二年六月二七日)訟務月報二三巻六号一〇七三頁、判例時報八五四号三〇頁、判例タイムズ三四九号一六八頁。

- ・最二小判平成七年六月二三日、民集四九卷六号一六〇〇頁〔クロロキン薬害事件〕
判例地方自治一四三号四二頁、判例時報一五三九号三二頁、判例タイムズ八八七号六一頁、裁判所時報一一四九号一頁、訟務月報四二巻一〇号二三四一頁。
同事件、判例評釈については、宇賀克也・判例評論四四六号（判例時報一五五五 一九九六年四月）二〇三～二〇九頁。
同事件、桑原勇進・法学協会雑誌一一四巻六号七二五～七四四頁（一九九七年六月）。
- ・平成元年一二月一四日第一小法廷判決（最高裁判所昭和六一年（オ）第六五五号）
同、判例時報一三五四号七〇頁。
- ・東京地判平成九年四月九日・判例タイムズ九五九号一一五頁、また、判例時報一六二九号七頁。
- ・平成一三年十月三日、小田急線連続立体交差（高架化）事業認可処分取消請求、事業認可処分取消請求事件の東京地方裁判所判決。同事件、判決判例時報一七六四号三頁、訟務月報四八巻一〇号二四三七頁、判例タイムズ一〇七四号九一頁、判例地方自治二一九号一三頁。
同事件、二〇〇三年一二月一八日・控訴審判決、判例自治二四九号四六頁。

【第三編第二部】

- ・中村靖彦『狂牛病 - 人類への警鐘 - 』（岩波新書 二〇〇一年）
- ・遠藤博也『行政法（各論）』（青林書院 一九八〇年）
- ・櫻沢秀木訳、G・トイプナー「法化 概念、特徴、限界、回避策」『九大法学』第五九号（一九八九年）Gunther Teubner, *Verrechtlichung - Begriffe, Merkmale, Grenzen, Auswege*, in; Friedrich Kübler (Hrsg.), *Verrechtlichung von Wirtschaft, Arbeit und sozialer Solidarität* (1984, Baden-baden).
- ・食品安全委員会『第64回食品安全委員会議事録』（食品安全委員会 二〇〇四年一〇月七日）資料。
- ・http://www.oie.int/eng/info/en_esb.htm の資料。
国際獣疫事務局（OIE =Office International des Epizooties）狂牛病に関する資料・分析については以下のホームページを参考。http://www.oie.int/eng/en_index.htm
- ・欧州委員会決定（D89/469/EEC）。
- ・5 May 1998, cases C-157/96 and C-180/96.
- ・日本経済新聞二〇〇四年三月一一日記事。
- ・国連食糧農業機関（FAO= Food and Agriculture Organization of the United Nations）ホームページ参考。<http://www.fao.org/>
- ・<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shokuhin/index.html> 参照。

- ・『食品安全行政に関する関係閣僚会議』(第3回記事録 二〇〇二年五月三十一日)参照また、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shokuhin/dai3/gijisidai3.html> 参照。
- ・黒川哲志「環境規制におけるリスクコミュニケーション」阿部泰隆・水野武夫編『環境法学の生成と未来』山村恒年先生古希記念論集(信山社 一九九九年)
- ・「新たな食品安全行政組織の概要について(案)・資料一」『食品安全行政に関する関係閣僚会議』(第3回記事録 二〇〇二年五月三十一日)
- ・『食品安全行政に関する関係閣僚会議』(第3回 二〇〇二年五月三十一日)
- ・中村靖彦「BSE - いわゆる狂牛病をめぐる最新情報 - 」『学士会会報』八三六号(二〇〇二年)
- ・「BSE問題に関する調査検討委員会」報告書指摘事項の検討体制(案)・第1回会議(二〇〇二年四月五日)。
- ・<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shokuhin/dai3/3siryu3.pdf> 参照。
- ・<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shokuhin/dai3/gijisidai3.html> 参照。
- ・毎日新聞朝刊二〇〇二年六月一二日記事
- ・『食品安全基本法・食品安全委員会構想に関する意見書』日本弁護士連合会(二〇〇二年一二月二一日)
- ・Robert Baldwin and Martin Cave. *Cp12: Regulation in the European Context, Understanding Regulation*, Oxford University Press (1999) .
- ・中西準子『環境リスク学 不安の海の羅針盤』(日本評論社 二〇〇四年)
- ・下山憲治「自治体における危機管理と法 - 災害対策を中心として - 」福島大学地域創造支援センター編『福島大学地域創造』(第一四巻第二号 二〇〇二年)
- ・チクロ食品添加物指定撤回事件(東京地裁昭和五二年六月二七日)。訟務月報二三巻六号一〇七三頁、判例タイムズ三四九号一六八頁、判例時報八五四号三〇頁。評釈として、ジュリスト臨時増刊六六六号二七頁、判例タイムズ臨時増刊三六七号二五四頁
- ・中村民雄「第一回狂牛病事件」EU法の最前線『貿易と関税』(一九九九年)
- ・最二小判平成七年六月二三日、民集四九巻六号一六〇〇頁〔クロロキン薬害事件〕
- ・後藤考典編『クスリの犯罪 - 隠されたクロロキン情報』(有斐閣選書 一九八八年)
- ・拙稿「行政法学における附款の限界と機能論の一考察(1)」『早稲田大学大学院法研論集』一〇四号(二〇〇二年)
拙稿「行政法学における附款の限界と機能論の一考察(2・完)」『早稲田大学大学院法研論集』一〇五号(二〇〇三年)
- ・「小田急事件」平成一三年一〇月三日、小田急線連続立体交差(高架化)事業認可処分取消請求、事業認可処分取消請求事件の東京地方裁判所判決(判例時報一七六四号三頁)
- ・高橋滋「環境リスクへの法的対応」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 - 淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念 - 』(日本評論社 二〇〇二年)

- ・原田尚彦『行政責任と国民の権利』（弘文堂 一九七九年）
- ・渡名喜庸安「警察の公共性」『公法研究第五十四号』（有斐閣 一九九二年）
- ・佐藤英善「食品・薬品公審をめぐる国の責任2」『法律時報五一巻七号』（日本評論社 一九七九年）
- ・趙弘植「行政訴訟における訴益と憲法 - 司法権と訴益、そして個人的利害関係の函数関係 - 」『法学』（第四一巻四号 ソウル大学校法学研究所 二〇〇一年[韓国]）
- ・桑原勇進「危険概念の考察」碓井光明、小早川光郎、水野忠恒、中里実編『公法学の法と政策 下 《金子宏先生古稀祝賀論文集》』（有斐閣 二〇〇〇年）
- ・下山憲治「ドイツ公法学におけるリスク管理手法研究序説」福島大学行政社会論集 第十五巻 第一号（二〇〇二年）
- ・Richard B. Stewart. A NEW GENERATION OF ENVIRONMENTAL REGULATION?, Capital University Law Review.29 Cap.U.L.Rev.21.2001.
- ・浅野直人「環境管理の非規制的手法」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 - 淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念 - 』（日本評論社 二〇〇二年）
- ・沈憲燮「法と自由 - 法価値としての自由に関する考察 - 」『法学』（ソウル大学法学部 第四二巻第四号 二〇〇一年[韓国]）
- ・ウルリヒ・ベック『危険社会 新しい近代への道』東廉ノ伊藤美登里訳（法政大学出版会 一九九八年）原著は、Ulrich Beck, Risikogesellschaft:Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp Verlag, 1986.

【第三編第三部】

- ・兵庫県手延素麺協同組合『兵庫県手延素麺協同組合百十周年記念誌』（兵庫県手延素麺協同組合 一九九七年）
- 同『兵庫県手延素麺協同組合百年史』（兵庫県手延素麺協同組合 一九八七年）
- 同「兵庫県手延素麺共同組合の誓約書」（二〇〇四年度の誓約書[筆者所蔵]）
- ・柳憲一郎『環境法政策 - 日本・EU・英国にみる環境配慮の法と政策』（清文社 二〇〇一年）
- ・北村喜宣『自治体環境行政法 第三版』（第一法規 二〇〇三年）
- ・長尾治助「公正競争規約の規範性」立命館法学二一五号、同「不動産取引の自主規制」民商一〇五巻三号（共に、一九九一年）二七九頁、同「個人情報情報の自主規制」（NBL 四八九号 一九九二年）
- ・松本恒雄「イギリスの不正競争法制と消費者保護」『一橋論叢』（一〇七巻一号 一九九二年）
- ・勝田悟『環境保護制度の基礎』（法律文化社 二〇〇四年九月）

- ・松本恒雄「企業倒産と消費者保護—継続的役務提供契約を中心に」法律のひろば四五巻一二号（一九九二年）同「継続的役務取引における自主規制と標準約款」（消費者情報二五〇号 一九九四年）
- ・公正取引委員会「環境等に関して生ずる市場の外部性の問題と競争政策—理論的・実証的研究の枠組みの検討—」（二〇〇三年五月二七日）
- ・拙稿「リスク（安全）行政における政策管理手法についての一考察 自主規制および経済的規制手法の分析を中心に」『早稲田法学 七九巻四号』（早稲田大学法学会 二〇〇四年）
- ・行政改革推進本部規制改革委員会「横断基準認証分野における検討結果の中間的整理 - 行政改革推進本部規制改革委員会第4WG・横断基準認証分野 -」（一九九九年一〇月）
- ・Ulrike Schaeede, *Cooperative Capitalism: Self-Regulation, Trade Association, and the Antimonopoly Law in Japan* (Japan Business and Economics Series), Oxford University Press (August 1, 2000)

【第四編】

- ・大村敦志『消費者法』（有斐閣 一九九八年）
- ・安全に関する緊急特別委員会「安全学の構築に向けて『安全に関する緊急特別委員会報告』」日本学術会議（二〇〇〇年二月二八日）報告書
- ・ <http://www.nsnet.gr.jp/topics/index.html> 原子力の安全を追求する相互交流ネットワーク
- ・Robert Baldwin and Martin Cave, *Understanding Regulation Theory, Strategy, and Practice*, Oxford University Press (1999).
- ・城山英明ほか「安全法システムの分野横断比較の試み～安全法システムの制度設計手法の構築に向けて～」(社会技術研究論文集 Vol.1 二〇〇三年)
- ・行政改革推進本部規制改革委員会「横断基準認証分野における検討結果の中間的整理 - 行政改革推進本部規制改革委員会第4WG・横断基準認証分野 -」（一九九九年一〇月）
- ・芝池義一『行政法総論講義（第三版）』（有斐閣 一九九八年）
- ・塩野宏『行政法』（有斐閣 二〇〇四年）
- ・西鳥羽和明『情報公開の構造と理論』（敬文堂 二〇〇一年）
- ・高橋滋「実体公法の復権論によせて」高柳信一先生古希記念論集『行政法学の現状分析』（勁草書房 一九九一年）
- ・大塚直「未然防止原則、予防原則・予防的アプローチ（6） 今後の課題（2）」『法学教室』（No.290 二〇〇四年）
- ・北村喜宣『自治体環境行政法』（第三版 第一法規 二〇〇三年）

- ・黒川哲志『環境行政の法理と手法』（成文堂 二〇〇四年）
- ・戸部真澄「ドイツ環境行政におけるリスク規制（下）」『自治研究』（第七八号 第七一二号）
- ・Jenny Steele, *Risks and Legal Theory*, Hart Pub (March 1, 2004)
- ・Ian Ayres, John Braithwaite, *Responsive Regulation: Transcending the Deregulation Debate* (Oxford Socio-Legal Studies), Oxford University Press ; Reprint edition (October 1, 1994)
- ・崔柄善『政府規制論 - 規制と規制緩和の政治経済 - 』（法文社 二〇〇一年[韓国]）
- ・拙稿「リスク（安全）行政における政策管理手法についての一考察 自主規制および経済的規制手法の分析を中心に 」『早稲田法学 七九巻四号』（早稲田大学法学会 二〇〇四年）

[判例文献]

- ・判例時報八六六号二一頁、判例タイムズ三五四号一四〇頁。判決昭和五九年三月一六日判決
- ・判例時報一九六〇号三四頁。民集五八巻四号一〇三二頁。平成一六年四月二七日第三小法廷判決
- ・民集四八巻二号四四一頁。最高裁平成元年（オ）第一六六七号同六年二月二二日第三小法廷判決
- ・判例時報一七八五号八九頁。判例タイムズ一〇七七号七二頁。第一審は、福岡地方裁判所飯塚支部七年七月二〇日判決、訟務月報四三巻二号三三七頁、法律時報一五四三号三頁、判例タイムズ八九八号六一頁。
- ・訟務月報四八巻一二号二八二一頁、判例時報一七六一号三頁、判例タイムズ一〇五号九六頁、判例地方自治二二〇号七九頁。平成一三年四月二七日判決
- ・判例タイムズ八五六号八一頁、判例時報一五〇六号五頁、判例地方自治一二五号三四頁、訟務月報四一巻八号一七九九頁。平成六年七月一日判決
- ・民集三九巻七号一五一二頁。最高裁昭和六〇年一月二一日第一小法廷判決
- ・裁判所時報一三七三号四頁。平成一六年一〇月一五日判決